

会第6号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年3月18日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 小寺 裕 雄

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務・企業常任委員会」を「総務・政策・企業常任委員会」に、「知事直轄組織」を「総合政策部」に改め、同条第2号中「政策・土木交通常任委員会」を「県民生活・土木交通常任委員会」に、「総合政策部」を「県民生活部」に改める。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員として在任する者は、それぞれ右欄に掲げる常任委員会の委員となるものとする。

総務・企業常任委員会	総務・政策・企業常任委員会
政策・土木交通常任委員会	県民生活・土木交通常任委員会